

買取対象である非住宅用等太陽光発電設備の設備認定申請の方法

「太陽光発電の余剰電力買取制度」の非住宅用等太陽光発電設備（非住宅用太陽光発電設備及び出力10kW以上の住宅用太陽光発電設備）については、買取契約の申込をする際、電力会社からRPS法の設備認定通知書の提示が求められます。

このため、非住宅用等太陽光発電設備を設置された方は、買取契約の申込を行う前に、RPS法の設備認定を受けていただくことが必要です。

RPS法の設備認定申請等の方法は、以下のとおりです。

1. 申請方法

(1) 申請者

- ・申請者は、太陽光発電設備の設置者（所有者等）です。

(2) 申請書の様式及び提出先

- ・申請書の様式は、「新エネルギー等発電設備認定申請書（様式第9）」を使用します。
様式はRPS法ホームページに掲載（※1）されていますので、ダウンロードしてご使用下さい。
- ・申請書の提出先は、設備の所在地を管轄する経済産業局（※2）です。
申請書の提出は、郵送又はご持参して下さい。

2. 申請書の記載方法及び提出書類

新エネルギー等発電設備認定申請書（様式第9）に必要事項を記入の上、提出書類とともに提出していただきますが、申請書の記載方法及び提出書類は次のとおりです。

(1) 申請書の記載要領

別添の記載要領及び記載例を参照して記入して下さい。

申請書の鑑（表紙部分）及び第1表は、次のように記入します。

- ① 申請者の住所、氏名欄は、買取契約申込を行う際に記入する住所、氏名と同じように記入して下さい。

（※例えば、「〇〇町1-2-3」を「〇〇町1丁目2番3号」のように表記を変えない。）

- ② 設備名称欄は、「〇〇太陽光発電所」など、適宜に付けられた名称を記入します。
- ③ 所在地欄は、買取契約申込の際に記入する設置場所（住所）と同じように記入して下さい。
- ④ 発電出力欄は、パネル出力、パワコン出力のどちらか小さい方の出力の整数値（小数以下は四捨五入）を記入します。
- ⑤ 運転開始日欄は、申請する発電設備の設置が完了した日（工事完了証明書などに記入された設置日）を記入します。

※参考として工事完了証明書の例を添付しましたので、ご参照下さい。

- ⑥ 申請設備が補助金の給付を受けている場合は、備考欄に補助金名を記入します。

補助金名は、新エネルギー等事業者支援対策補助金の場合は「事業者支援」、地域新エネルギー導入促進対策費補助金の場合は「地域新エネ」と記入します。

なお、他省庁、地方自治体等による補助金は記入対象外ですので、記入しないで下さい。

(2) 提出書類

① 構造図

別添1の「非住宅用等太陽光発電設備標準構造図」を提出します。

② 配線図

単線結線図、又は別添2の「非住宅用等太陽光発電設備標準配線図」を提出します。

③ 申請設備の設置日等を証明する書面

発電設備の販売店や工事店等が発行する工事完了証明書などの書面を提出します。

なお、工事完了証明書などの書面は、「発電設備の設置日、発電出力（設備容量）」が記載されていることが必要です。

④ 申請・届出担当者連絡先（連絡票）

「申請・届出担当者連絡先（連絡票）」の様式に記載して提出して下さい。

連絡票の様式は、RPS法ホームページに掲載しています。

なお、申請書等について問い合わせがあるときは、連絡票の担当者あてに連絡します。

3. 設備認定及び設備認定通知書

① 申請設備を認定したときは、認定通知書を申請者（連絡票の担当者あて）に送付します。

② 認定手続は、申請書に遺漏がなければ1～2週間で完了する見込みです。

③ 認定通知書には設備ID、事業者IDを記載しています。

この設備ID及び事業者IDは、認定後にRPS法に係る申請・届出をする際に必要となりますので、記録・保存して下さい。

4. 認定設備であることの確認依頼

設備認定済の非住宅用等太陽光発電設備の設置者に変更（名義変更）があった場合は、変更後の所有者が買取契約申込を行って新たな買受契約を締結することとなりますが、買取契約申込の際に非住宅用太陽光発電設備が「認定設備であることを確認する書面」の提出を求められます。

この書面を入手するためには、設備所在地を管轄する経済産業局へ「認定設備であることの確認依頼書」を提出して下さい。

（※ 依頼書は任意様式で差し支えありませんが、参考として別添3に依頼書面の例示を掲載しましたので、ご参照下さい。）

(※1) RPS法ホームページのアドレス及び掲載ページ

● アドレス：<http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/top/main.html>

● 掲載ページ

① 申請書様式：「各種申請・届出」の「RPS法の各種申請・届出書一覧」

② 連絡票：「各種申請・届出」の「連絡票」

③ 各経済産業局の住所等：「各種申請・届出」の「提出窓口一覧」

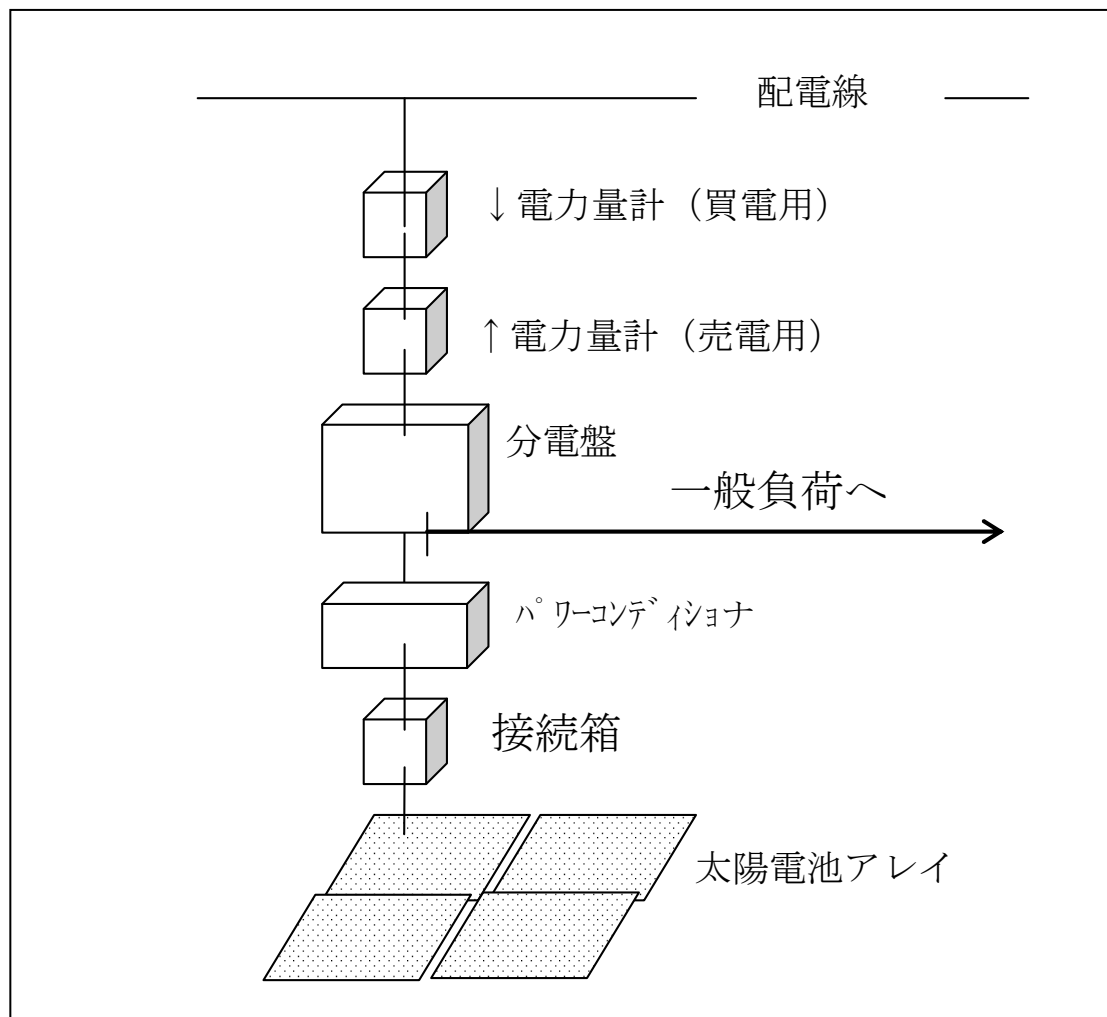
(※2) 経済産業局の管轄区域

経済産業局名	事務所位置	管轄区域
北海道経済産業局	札幌市	北海道
東北経済産業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局	さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局	名古屋市	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿経済産業局	大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局経済産業部	那覇市	沖縄県

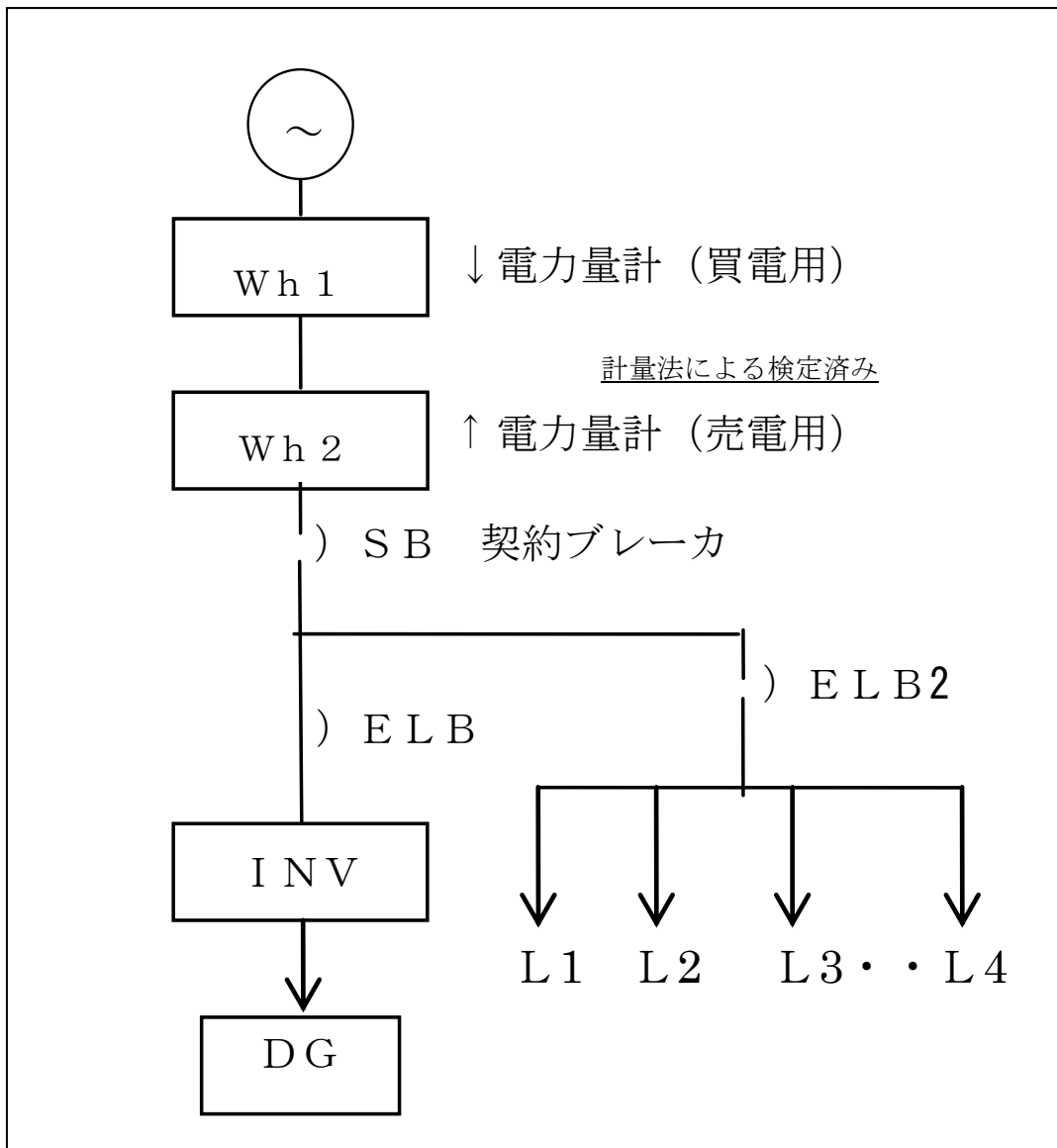
※ 各経済産業局の住所、窓口の担当課、電話番号は、RPS法ホームページ（各種申請・届出ページ）に掲載しています。

(別添 1)

<非住宅用等太陽光発電設備標準構造図>



<非住宅用等太陽光発電設備標準配線図>



(参考添付)

(太陽光発電システム販売・工事完了証明書の様式例)

〇〇 株式会社 殿


<販売システム（モジュール）概要>

システム所有者	〇〇株式会社
太陽電池モジュール 型式・製造番号	RB175A-05・098JR1271（例）
システム出力	〇〇kW

上記のとおり販売致しました。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

販売会社住所：〇〇県〇〇市〇〇3-5

販売会社氏名：株式会社△△ 


<設置工事概要>

設置場所	東京都〇〇区〇〇1-2-3 〇〇株式会社〇〇工場
工事開始日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事完了日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
システム出力	〇〇kW（既設分等除く）

上記のとおり工事完了を確認致しました。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

工事施工会社住所：〇〇県〇〇市〇〇2-4

工事施工会社氏名：株式会社□□ 

.....
(注)

- ① 工事完了日とは、太陽光発電の設置に係る工事（システム一式（機器据え付けから配線接続まで）が全て完了したと工事施工会社が判断した日とする（試運転や竣工検査等は含まれない）。
- ② 添付資料として工事完了後の写真を添付すること（枚数、サイズ等は特に問わない）。

(確認依頼書の例示)

年 月 日

〇〇経済産業局資源エネルギー環境部長 殿

申出者	住所	
	事業者名	
	代表者	印
	事業者 I D	

認定設備であることの確認依頼について

私が保有する下記の設備は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条に基づき、新エネルギー等発電設備として認定を受けた設備であることについての確認をお願いします。

記

1. 設備名称
2. 設備所在地
3. 発電出力
4. 運転開始日
5. 設備 I D
6. 認定日

.....

(注)

- ① 申出者欄の記入は、設備認定申請書又は設備氏名等変更届出書と同じに記入します。
なお、事業者 I D が不明である場合は記載省略もやむを得ない。
- ② 設備名称等の記入は、設備認定申請書の記載内容と同じに記入します。
なお、発電出力、運転開始日が不明の場合は記載省略もやむを得ません。
- ③ 提出するときは、「連絡票」若しくは連絡先メモ（会社名等、担当者氏名、電話番号、メールアドレスなど）を添付して下さい。

(参考1)

新エネルギー等発電設備認定申請書

(非住宅用等太陽光発電設備の場合)

1. 申請書 (様式)

様式第9 (第12条)

新エネルギー等発電設備認定申請書

経済産業大臣 殿

② → () 年 月 日

① →

() 申請者 () 住所 (〒)

() 氏名 () 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

③ → () 事業者ID
(事業者IDが発行されている事業者は記載すること)

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項の規定により、次のとおり新エネルギー等発電設備の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請設備数 () 設備 ← ④

申請設備情報 第1表による

申請設備特記事項1 第2表による

申請設備特記事項2 () ← ⑤

根拠地方局 (注1) () ← ⑥

2. 申請書の記入方法（非住宅用等太陽光発電設備の場合）

No	必須有無	記 入 内 容
①	必須項目	申請書の提出日を記入します。
②	必須項目	申請書提出者の情報を記入します。 住所、氏名（法人の場合は法人名称および代表者氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印してください。 【文字数制限】 住所（ふりがな）：40文字、住所：50文字、申請事業者（ふりがな）：100文字、申請事業者：50文字、申請代表者（ふりがな）：40文字、申請代表者：20文字
③	必須項目	申請者の事業者IDを記入します。 事業者IDが発行された事業者は、必ず記入してください。 事業者IDが発行されていない事業者は、記入不要（空欄のまま）です。
④	必須項目	本申請により申請する設備数を記入します。
⑤	任意	本申請に対する特記事項があれば記入します。 【文字数制限】 特記事項：40文字
⑥	必須項目	申請書を提出する担当地方局を申請書内（注1）より選択し、記号で記入します。
⑦	必須項目	申請する設備に対し、昇順で1・2・3・・・の形式で番号を記入します。
⑧	必須項目	非住宅用等太陽光発電設備の発電形態は、特定太陽光発電に該当するので、「F」を記入します。
⑨	必須項目	申請設備の情報として、設備名称、所在地、発電出力(kW)、運転開始日（設置日）を記入します。 【文字数制限】 設備名称：40文字、所在地：50文字、発電出力：7桁
⑩	必須項目	申請設備を保有・占有する事業者の情報として、発電事業者名、代表者名、事業者ID（新エネ等発電事業者としてのID）、住所を記入します。 申請者と同じである場合は、「申請者と同じ」と記入します。 【文字数制限】 発電事業者名：50文字、代表者名：20文字、住所：50文字
⑪	必須項目	構造図、配線図は必須提出となっています。 提出形態を“T”（添付）又は“B”（別送）から選択し、記入します。 書類名は、「標準構造図」、「標準配線図」と記入します。 【文字数制限】 書類名：20文字
⑫	任意	非住宅用等太陽光発電設備の場合は、工事完成届、工事完了引渡書などの書面の提出が必要です。 提出する書類名と提出形態を“T”（添付）又は“B”（別送）から選択し、記入します。 【文字数制限】 書類名：20文字
⑬	任意	申請設備が補助金の給付を受けた設備である場合は、備考欄に補助金名（※「事業者支援」又は「地域新エネ」）を記入します。
⑭	選択必須	非住宅用等太陽光発電設備の場合、表2への記入は不要なので、空欄のまま提出します。
⑮	任意	備考があれば記入します。

第1表

申請設備情報一覧（注2）

新エネルギー等発電設備の概要							
No	設備情報		事業者情報（注4）	提出書類の提供形態			備考
	発電形態 （注3）	設備名称	発電事業者名		提供形態 （注5）	書類名	
		所在地	代表者名				
		発電出力（kW）	事業者ID				
	運転開始日	住所（〒）					
1	F	霞ヶ関物産太陽光発電所	申請者と同じ	構造図	T	標準構造図	事業者支援
		申請者と同じ		配線図	T	標準配線図	
		25kW		その他1	T	工事完了証明書	
		2011年4月5日		その他2			
				構造図			
				配線図			
				その他1			
				その他2			
				構造図			
				配線図			
				その他1			
				その他2			
				構造図			
				配線図			
				その他1			
				その他2			
				構造図			
				配線図			
				その他1			
				その他2			

- 15：可燃性天然ガス
- 16：石炭
- 17：上記13から16までに掲げるものから製造される製品又は燃料
- 18：上記13から17までに掲げるもので廃棄物となったもの
- 19：その他のバイオマス燃料以外の燃料

(注8) 発電方法の欄には以下の記号を記載すること。その他の場合には、発電方法が認定基準に適合することを示す内容についても記載し、必要に応じて説明資料を添付して補足すること。

- A：一般廃棄物発電の場合で、旧厚生省通達（昭和52年11月4日環整95 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」）に従ってごみの種類組成分析を行い、投入する燃料に占めるバイオマス（紙・布類、木、竹、わら類、ちゅう芥類（動植物性残渣、卵殻、貝殻を含む。））である燃料の比率を年4回以上算定し、その算定結果及び算定根拠を帳簿に記載しつつ発電する方法であること。
- B：産業廃棄物発電の場合で、燃料である産業廃棄物について、産業廃棄物管理票その他これに類する書面（燃料である産業廃棄物がバイオマスであるかどうかを把握できるものに限る。）により、その種類組成・重量・熱量を把握し、投入する燃料に占めるバイオマスである燃料の比率の平均値を毎月算定し、その算定結果及び算定根拠を帳簿に記載しつつ発電する方法であること。
- C：バイオマス燃料以外の燃料を利用する場合、当該燃料の種類・重量・熱量を把握し、帳簿に記載しつつ発電する方法であること。
- Z：その他

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- ・必要があれば、特記事項欄に必要事項を記載すること。